

## キジ・ヤマドリ出合数調査に関する実態把握アンケート集計結果

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて	追加の収集データについて	
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法	初猟日のみ( )、 複数日( )	有無	収集項目
01	調査なし		-	-	-	-	-	-
02	県【9月中旬】 県猟友会長【9月下旬】 猟友会支部長	書面(公文)	開始当時から変更はないと思われる	猟友会支部長が調査票を各支部員に配布し、11月下旬ごろ支部長が回収。一部、電話報告を支部長が調査票	猟友会支部長		有	初猟日以外の日の出合数
03	県 出先機関	文書	-	出先機関の鳥獣保護員が狩猟者へ聞き取り	出先機関		-	-
04	県【10月上旬】 出先機関(地方振興事務所) 自然保護員	書面(公文)	-	地方振興事務所職員と自然保護員が初猟日に会った狩猟者に聞き取り	出先機関?		有	聴取者の出猟地(市町村名)
05	県【9月下旬】 出先機関(各地域振興局)【10月中旬】 各地区猟友会長	書面(公文)	開始当時から変更はないと思われる	各地区猟友会事務局で会員からの情報を取りまとめ、調査票に記入	地区猟友会事務局		無	無
06	県【10月初旬】 出先機関(総合支庁)【10月下旬】 市町村【11月初旬】 猟友会支部長 鳥獣保護員	書面	平成13年度に総合支庁制が発足し、現在の調査体制へ	各猟友会支部長が、支部員に聞き取りし、市町村に報告 鳥獣保護員が現地で直接巡回、調査票取りまとめ	支部長が調査票等を回収、市町村が集計 鳥獣保護員から出先機関が調査票の提出を受けて集計		無	無
07	県【10月上旬】 出先機関【地方振興局】【10月上旬】 鳥獣保護員	書面	不明	出先機関職員、鳥獣保護員が出猟者に聞き取り。鳥獣保護員に調査票を配布、11月末までに報告を依頼	出先機関?		有	出会った場所の市町村名
08	県・出先機関【10月下旬～11月上旬】 狩猟者	狩猟者登録証等に調査票を同封	現在の体制確立年代は不明	狩猟者が直接記入し、狩猟者登録証返納時に同封	県職員		無	無

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて 初猟日のみ( )、 複数日( )	追加の収集データについて	
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法		有無	収集項目
09	県【9月中旬】 出先機関【県境森林事務所等】	出先機関まで公文書で依頼	記録が無く不明	出先機関職員、鳥獣保護員、県自然監視員が銃猟の解禁日に出猟者に口頭で聞き取り	県職員		無	無
10	県庁【9月中～下旬】 県環境森林事務所・森林事務所	出先機関まで公文書で依頼	不明。少なくとも15年間くらい前からは現在の方法・体制で実施	県環境森林事務所・森林事務所職員、鳥獣保護員、猟友会役員等が、主に、初猟日のパトロールで行き会った狩猟者から聞き取り	県環境森林事務所・森林事務所		無	無
11	県【10月上旬】 地域機関(各環境管理事務所)【11月上旬】 県鳥獣保護員	出先機関まで公文書で依頼。 出先機関 県鳥獣保護員は口頭(対面)	不明。H22年度からは現体制	各鳥獣保護員が、初猟日狩猟取締り中及び自身の出猟で出会った狩猟者に対し聞き取り	出先機関		無	無
12	県【9月中旬】 出先機関(地域振興事務所)【9月下旬】 単位猟友会(千葉県及び市原市のみ) 県【9月中旬】 単位猟友会	書面(公文)	依頼体制は当初から変更はないと思われる。	各単位猟友会の会長が会員に調査票を配布又は口頭にて依頼し、12月上旬ごろ会長宛に電話または調査票にて報告。単位猟友会ごとに取りまとめ	単位猟友会		無 (県独自の取組として、狩猟期間中の出合数アンケートを実施)	無 (独自アンケートでは目撃場所の記入)
13	都【9月下旬】 出先機関(多摩環境事務所及び島しょ4支庁) 狩猟	口答(対面)?	不明	狩猟者が直接記入し、狩猟者登録証返納時に窓口提出	都職員		無	無
14	県【9月中旬】 出先機関(各地域県政総合センター)【10月上旬】 各鳥獣保護員	文書	調査方法等の変更は無し	県職員・鳥獣保護員による目撃件数、及び狩猟者からの聞き取り	出先機関		無	無
15	県【10月上旬】 出先機関(12地域振興局) 県【10月上旬】 県猟友会本部【10月中旬】 各猟友会支部長	出先機関・県猟本部には公文。県猟本部から支部長へは書面	開始当時から変更はないと思われる	猟友会支部長が会員に調査票を配布し、11月下旬ごろ支部長が回収。一部、電話報告を支部長が調査票に記	猟友会支部長		無	無

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて 初猟日のみ( )、 複数日( )	追加の収集データについて	
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法		有無	収集項目
16	県【10月下旬】 鳥獣保護員	口答(対面)? 鳥獣保護員会議の中で依頼	開始当時から変更はないと思われる	鳥獣保護員が狩猟者から聞き取り(自身の調査を含む)	鳥獣保護員		有	調査場所(市町村地区名等)の記入
17	県【9月中旬～下旬】 出先機関(農林総合事務所)【9月下旬～10月上旬】 猟友会支部長	出先機関まで公文書で依頼。 出先機関 猟友会支部長は書面で依頼。	不明。少なくともH16年度からは現在と同様の調査体制で実施	猟友会支部長が調査票を各支部員に配布し、11月下旬ごろ支部長が回収。一部、電話報告を支部長が調査票に記入。	猟友会支部長		無	無
18	県【9月中旬】 出先機関(各農林総合事務所) 県【9月中旬】 県猟友会長【9月下旬】 各猟友会支部長	口答?	本調査開始当時から変更は無し	各猟友会支部長が、支部員に聞き取りし出先機関に報告。出先機関職員、鳥獣保護員は別途調査(狩猟パトロー	出先機関?		有	報告者氏名
19	県【9月中旬】 出先機関(各林務環境事務所)【9月下旬】 鳥獣保護員(猟友会等)	鳥獣保護員まで公文書で依頼	現体制はH14年度以降から。それ以前は不明。	鳥獣保護員が狩猟者から聞き取り調査し、結果を調査票に記入したものを林務環境事務所に提出。	-		有	市町村地区名、メッシュ番号(ハンターマップ)の記入
20	県【10月上旬】 現地機関(県内10箇所の地方事務所林務課)【10月上旬】 鳥獣保護	全て文書(調査用紙添付)	開始当時から変更はないと思われる	鳥獣保護員が所管区域の出会い数を聞き取り	出先機関		有	狩猟事故、鳥獣保護法や銃刀法の違反事例等
21	県(本庁)【9月中旬】 出先機関(各振興局)【9月下旬】 市町村【10月上旬】 聴取人	市町村までは公文書。市町村からは口答(対面)	開始当時から変更はないと思われる	市町村が聴取人5人に対面、電話等で聞き取り	市町村が調査票に記入し、県出先機関へ		無	無
22	本庁【9月下旬～10月上旬】 出先機関(7農林事務所)【10月上旬～下旬】 鳥獣保護員87人	初猟日一斉取締り依頼書面で依頼。県から猟友会へ調査員(鳥獣保護員)から照会があった際の協力を別途書面で要請	不明	一斉取締りの際、現地出猟者から直接聞き取り。猟友会出身の鳥獣保護員の場合、初猟後に会員等から個別に聴き取ることもある。	一斉取締り終了後、鳥獣保護員が担当区域分を県調査票に集計		有	市町村別に集計

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて追加の収集データについて		
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法	初猟日のみ( )、 複数日( )	有無	収集項目
23	県【9月下旬】 県民事務所【9月下旬～10月上旬】 各猟友会支部	文書	調査は昭和57年10月30日付け環自鳥第279号鳥獣保護課長通達より毎年実施。平成9年度以降は、現調査体制で実	各地区猟友会長が初猟日に出猟した会員の1割から聞き取り	地区猟友会長が事前に調査票を配布、記入したものを提出		無	無
24	県【9月下旬】 地域機関(農林水産事務所)	出先機関まで公文書で依頼	不明	初猟日における狩猟パトロールにより、出会った狩猟者に聞き取りを行っている。(出先機関職員と鳥獣保護員?)	出先機関から調査票のFAXが県へ。県職員がデータ化		無	無
25	県【10月中旬】 出先機関(森林整備事務所)	書面および口頭(会議)	この数年間は変更していないだろう。	出先機関の県職員が鳥獣保護員等へ聞き取り	聞き取り、調査原票を作成。県へ提出		無	無
26	府【10月上旬】 出先機関(各振興局等)【10月中旬】	出先機関に対して書面(公文)	本調査開始当時から変更は無し	出先機関の府職員が調査し、結果を府で取りまとめ	調査票を出先機関の府職員に配布し、出先機関毎に集計		無	無
27	府【10月中旬】 大阪府猟友会 猟友会員(狩猟期間開始までに)	狩猟者登録証等と併せて記入用紙を配布	調査当初より同様の方法で実施	狩猟者が直接記入し、狩猟者登録証返納時に同封	府担当者が集計		無	無
28	県【10月下旬】 出先機関(農林事務所)	文書	不明	初猟日取締の際に農林職員が直接狩猟者から聞き取り(一部、猟友会の支部長から職員が口頭で聞き取り有)	出先機関職員が集計		有	出会った場所の市町村名
29	県【10月中旬】 鳥獣保護員	書面	平成22年度から現在の調査体制で実施	県職員が直接鳥獣保護員に聞き取り、県で取りまとめ	県が調査票を配布し、11月の鳥獣保護員勤務状況と一緒に回収、集		無	無
30	県 出先機関 猟友会支部長	出先機関まで書面(公文)	不明。平成20年度に当部局に業務移管されてからは毎	各猟友会支部長が支部員に聞き取り結果を支部で取りまとめ	支部長から調査票を各支部員に配布し11月下旬ごろ支部長が回		無	無

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて 初猟日のみ( )、 複数日( )	追加の収集データについて	
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法		有無	収集項目
31	県【9月下旬】 県出先機関(3事務所)【10月下旬】 県猟地区代表者	県及び出先機関が書面(公文)で依頼	調査方法・体制は当初から変更はないと思われる。	県猟地区代表者が狩猟者へ聞き取り結果をまとめ調査票に記入	県猟代表者が調査表に記入、県へ提出		無	無
32	県【9月下旬】 地方機関(各農林振興センター及び地域事務所) 地区猟友会支部長等	口頭、メール等	H25からは、狩猟者登録証に記載されているキジ・ヤマドリ羽数を報告するという流れに変更する予定	猟友会支部長が、特定の支部員に聞き取り、結果を各支部で取りまとめ	主に口頭。地方機関が調査票に記入		無	無
33	出先機関(各県民局)【10月下旬】 鳥獣保護員	鳥獣保護員へ公文書で依頼	不明	各鳥獣保護員が自らが出合った及び聞き取ったヤマドリ・キジの数を調査票に記入	鳥獣保護員が出先機関へ調査票を提出		無	無
34	県【10月上旬】 出先機関(農林水産事務所)【10月中旬】 鳥獣保護員、狩猟者	県から出先機関へ、出先機関から鳥獣保護員へそれぞれ書面で依頼	不明。平成6年度からデータがあることから、少なくともこの頃から現在の体制で行っているものと思われる	鳥獣保護員等本人が調査を行ったり聞き取りして書面で出先機関に報告	出先機関で集計	(初猟日を中心に1週間程度の出合数を集計)	有	市町名、調査期間、調査方法等の記入
35	県【9月下旬】 出先機関(農林事務所) 鳥獣保護員 県【9月下旬】 山口県猟友会 地区猟友会	書面(公文)	平成5年度以前は不明。平成12年度より現体制。それ以前は県から鳥獣保護員及び狩猟監視員へ依頼。狩猟監視員制度の廃止に伴い、猟友会	鳥獣保護員が調査し取りまとめている。地区猟友会長が、会員に電話等による聞き取り、各地区猟友会で取りまとめ	電話等による聞き取りを行い、調査票に集計	則、初猟日となる11月1日又は11月15日(平成15年度以前は、原則11月15日)	有	入猟した市町名の記入
36	県【11月上旬】 出先機関(総合県民局等) 鳥獣保護員 県【11月上旬】 県猟友会 安全狩猟指導	鳥獣保護員へは口答連絡。安全狩猟指導員へは連絡文書で依頼	一時期調査を中断していた。現調査方法はH23年度から。	各調査者(鳥獣保護員、安全狩猟指導員?)が自身の目撃、聞き取りの結果を県等へ報告。	県において調査票記入と集計		有	出会った場所の市町村名

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて 初猟日のみ( )、 複数日( )	追加の収集データについて	
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法		有無	収集項目
37	県【10月下旬】 鳥獣保護員	公文書	開始当時から変更はないと思われる	各県鳥獣保護員が出猟者から出合数を聴取し取りまとめ	鳥獣保護員が取りまとめた調査票を県に郵送		有	出会った場所の地点(メッシュ番号)の記入
38	県【9月下旬】 出先機関(森林林業課)【9月下旬】 鳥獣保護員等	書面	開始当時から変更はないと思われる	鳥獣保護員等が取締り中に調査	鳥獣保護員等が調査票に記入		有	市町村名(調査場所? 出会った場所?)
39	県【10月中旬】 各地区猟友会長 各支部長	県から各地区猟友会長へは書面	不明。最近は変更無し	各地区猟友会長や各支部長が、会員に聞き取り、結果を各支部で取りまとめ、各地区猟友会長へ報告	会員に口頭で調査依頼		無	無
40	県【9月下旬】 猟友会支部長 狩猟者	猟友会支部長へ各調査員宛の書面(公文)を添えて書面(公文)で依頼	S57年度からH23年度までは出先機関を経由していたが、H24年度からは直接本庁から猟友会支部長へ依頼してい	各調査者(猟友会会員)が、直接県に調査票を提出。なお、一部の支部では、支部長が会員から聞き取り、結果を取りまとめ、県に調査票を提出。	県において調査票を回収し、11月末頃までに集計。	11月15～21日までの間で最初に出猟した日の出合数を記録(H23年度から。初猟日に出猟する人が減少したため。)	無	無
41	県【9月下旬】 猟友会支部長	口頭(対面)	不明	県から支部長へ調査票を配布し、支部長から各支部会員へ調査票を配布	調査票は会員から各支部長、県猟友会を通じて県に提出。県で集計		有	出会った場所の市町名、メッシュ番号の記入
42	県【9月上旬】 県内33の各猟友会長(支部長?)	各猟友会長へ書面(公文)	平成19年度より狩猟業務が環境部より農林部へ移管され、現体制となる。調査依頼の体制は開始当時から変更はないと思われる	各猟友会長が会員に調査用紙を配布、回収し、取りまとめて県へ報告	各猟友会長が回収。集計は県か?		有	出会った場所の市町村名の記入

No.	調査依頼の流れ		調査方法・実施状況の変遷	調査実施者について		集計データについて	追加の収集データについて	
	依頼の流れ	依頼方法		調査実施者	集計方法	初猟日のみ( )、 複数日( )	有無	収集項目
43	県【10月上旬】 出先機関(各地域振興局)【10月中旬】 狩猟者	狩猟者登録証等配布時に狩猟者へ書面にて依頼(捕獲報告票の配布)。出猟日・捕獲場所・出会数・捕獲数	-	各狩猟者が出猟した日に目撃、捕獲があれば記入	狩猟者に配布した報告票を狩猟者登録証返納時に回収し、本庁にて集計	狩猟解禁日以降の出会数等についても報告してもらい、初猟日に出猟された方のみのお出合数を県で集計	有	出会った場所の捕獲位置(メッシュ番号・市町村)の記入
44	県【9月末】 出先機関(県振興局)及び県猟友会	県振興局及び県猟友会(県外登録分)へ文書で依頼	開始当時から変更はないと思われる	振興局及び県猟友会が抽出した狩猟者に調査票を渡して記入	狩猟者から返信された調査票は振興局が集計。県猟友会抽出の県外登録分は県庁		有	出会った場所の市町村名の記入
45	県【10月中旬】 出先機関【10月下旬】 鳥獣保護員・猟友会支部長	鳥獣保護員までは書面(公文)、支部長は出先によっては口頭	不明。調査対象者等は出先機関に一任しているが鳥獣保護員への調査依頼は従来からと思われる。	鳥獣保護員が狩猟者に聞き取ったり、猟友会支部長が猟友会員に個別に聞き取っている	鳥獣保護員又は猟友会支部長が出先機関から送付等された調査票に記入		有	出会った調査員の住所地(市町村)名の記入
46	県(本庁)【9月中旬】 出先機関【地域振興局等】【9月下旬】 鳥獣保護員, 出猟者【10月中旬】	出先機関へは書面で依頼, 鳥獣保護員等へは登録証配布時に直接依頼	不明	各鳥獣保護員等が初猟日に調査を実施し, 鳥獣保護員が取りまとめ	事前に各鳥獣保護員に調査票を配布し, 11月下旬ごろ鳥獣保護員から出先機関へ提出。出先機関で		無	無
47	生息なしということで調査を実施していな		-	-	-	-	-	-